

## 浜松市土壤汚染対策法に係る行政処分等実施要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づく処分等に係る事務手続を明確にし、行政処分の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意味は、法及び行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）で使用する用語の例による。

### 第2章 申請に対する処分及び手続

#### (審査基準、標準処理期間及び手続)

第3条 申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間は、別表1のとおりとする。

2 土地の所有者等による土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第1条ただし書による申請は、様式1による申請書を提出して行うものとする。

3 市長は、省令第44条の確認を行うときは、当該確認に当該地下水水位及び帯水層の深さを市長に定期的に報告する旨の条件を付する。

4 申請に対する処分は、法及び本要綱の規定に基づくほか、手続法に定めるところにより行う。

#### (理由の提示)

第4条 申請により求められた許可等を拒否する処分をする場合は、書面により理由を提示する。

### 第3章 不利益処分にかかる基準及び手続

#### (不利益処分にかかる基準)

第5条 不利益処分にかかる基準（法第25条の規定によるものを除く。）は別表2のとおりとする。

2 法第25条の規定による不利益処分にかかる基準は別表3のとおりとする。

#### (行政処分検討調書の作成)

第6条 不利益処分を行おうとするときは、様式2による不利益処分検討調書を作成する。

#### (聴聞)

第7条 法第25条に規定する汚染土壤処理業の許可の取消しを行おうとするときは、行政処分の名あて人となるべき者（以下「当事者」という。）に対し、聴聞を行う。ただし、手続法第13条第2項第1号に該当する場合はこの限りでない。

2 この要綱に定めるもののほか、手続法及び浜松市聴聞規則（平成6年浜松市規則第39号）の規定に基づき、聴聞を行う。

3 聴聞の通知は、聴聞の期日の30日前までに、当事者に対して様式3による告知書を

交付することにより行う。

( 弁明の機会の付与 )

第 8 条 不利益処分 ( 前条第 1 項に掲げるものを除く。 ) を行おうとするときは、当事者に対し、弁明の機会を付与する。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は適用しない。

一 法第 12 条第 5 項の規定による計画変更命令を行うとき。

二 法第 16 条第 4 項の規定による計画変更命令を行うとき。

三 法第 19 条の規定による措置命令又は法第 24 条の規定による改善命令を行う場合であって、直ちに命令を行わなければ汚染土壌の特定有害物質による汚染が拡散し、人への健康被害が生じるおそれがあるとき。

3 弁明は、弁明を記載した書面 ( 以下「弁明書」という。 ) を提出させることにより行うものとする。

4 弁明の機会の付与の通知は、弁明書の提出期限の 10 日前までに、当事者に対し様式 4 による弁明の機会の付与通知書を交付することにより行う。

5 前項の規定による通知の提出期限までに弁明書が提出されない場合は、改めて弁明の機会の付与は行わない。

6 当事者の所在が判明しない場合は、第 1 項の規定による通知を、次の各号に掲げる事項を記載した書面を浜松市役所の掲示場に掲示することにより行う。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知が当事者に到達したものとみなす。

一 当事者の氏名 ( 法人にあっては名称及び代表者の氏名 )

二 弁明書の提出期限及び提出先の名称並びに所在地

三 第 1 項の規定による通知書をいつでも当事者に交付する旨

7 この要綱に定めるもののほか、手続法の規定に基づき、弁明の機会を付与する。

( 不利益処分の決定 )

第 9 条 不利益処分の決定に当たっては、弁明の機会を付与したときは、弁明書及び手続法第 29 条第 2 項により提出された証拠書類等の内容を、聴聞を行ったときは、聴聞調査及び報告書等の内容を十分考慮して行う。

( 有害物質使用特定施設の廃止通知 )

第 10 条 法第 3 条第 3 項の規定による通知は、様式 5 による通知書を交付することにより行う。

( 土壌汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨又はその報告の内容を是正すべき旨の命令 )

第 11 条 法第 3 条第 4 項の規定による命令のうち、土壌汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨の命令については、様式 6 による土壌汚染状況調査結果報告命令書を、その報告の内容を是正すべき旨の命令については、様式 7 による土壌汚染状況調査結果報告是正命令書を、当事者に交付することにより行う。

( 法第 3 条第 1 項ただし書きによる確認の取消し )

第 12 条 法第 3 条第 6 項の規定による確認の取消しは、様式 8 による通知書を交付することにより行う。

( 法第 3 条第 1 項ただし書きの確認に係る土地における土壌汚染状況調査及びその結果報告の命令 )

第 13 条 法第 3 条第 8 項の規定による土壌汚染状況調査の命令は、様式 9 による土壌汚

染状況調査命令書を、当事者に交付することにより行う。

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壤汚染状況調査及びその結果報告の命令)

第14条 法第4条第3項の規定による特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壤汚染状況調査の命令は、様式10による土壤汚染状況調査命令書を、当事者に交付することにより行う。

(土壤汚染による健康被害が生じるおそれがある土地に係る土壤汚染状況調査の命令)

第15条 法第5条第1項の規定による土壤汚染による健康被害が生じるおそれがある土地に係る土壤汚染状況調査の命令は、様式11による土壤汚染状況調査命令書を、当事者に交付することにより行う。

(汚染除去等計画の提出の指示)

第16条 法第7条第1項の指示は、様式12による指示書を、当事者に交付することにより行う。

(汚染除去等計画を提出すべき旨の命令)

第17条 法第7条第2項の規定による汚染除去等計画を提出すべき旨の命令は、様式13による計画提出命令書を、当事者に交付することにより行う。

(汚染除去等計画の計画変更命令)

第18条 法第7条第4項の規定による命令は、様式14による計画変更命令書を、当事者に交付することにより行う。

(実施措置等を講ずべき旨の命令)

第19条 法第7条第8項の規定による実施措置等を講ずべき旨の命令は、様式15による措置命令書を、当事者に交付することにより行う。

(形質変更時要届出区域内における土地形質変更届出に対する計画変更命令)

第20条 法第12条第5項の規定による命令は、様式16による計画変更命令書を、当事者に交付することにより行う。

(土壤搬出の届出及び変更の届出に対する計画変更命令)

第21条 法第16条第4項の規定による命令は、様式17による計画変更命令書を、当事者に交付することにより行う。

(汚染土壤の適正な運搬・処理のための措置命令)

第22条 法第19条の規定による命令は、様式18による措置命令書を、当事者に交付することにより行う。

(汚染土壤処理業者が処理基準に適合しない処理をした時の改善命令)

第23条 法第24条の規定による命令は、様式19による改善命令書を、当事者に交付することにより行う。

(土壤汚染処理業の許可の取消し)

第24条 法第25条の規定による汚染土壤処理業の許可の取消しは、様式20による通知書を、当事者に交付することにより行う。

( 土壤汚染処理業の一時停止命令 )

第 2 5 条 法第 2 5 条の規定による汚染土壤処理業の一時停止命令は、様式 2 1 による一時停止命令書を、当事者に交付することにより行う。

( 汚染土壤処理業の許可の取消し等の場合の措置命令 )

第 2 6 条 法第 2 7 条第 2 項の規定による汚染土壤処理業の許可の取消し等の場合の措置命令は、様式 2 2 により汚染拡散防止措置命令書を、当事者に交付することにより行う。

#### 第 4 章 行政指導

( 汚染土壤処理業者に対する行政指導 )

第 2 7 条 汚染土壤処理業者に対する行政指導は、書面を交付することにより行う。

#### 第 5 章 雑則

( 委任 )

第 2 8 条 この要綱で定めるもののほか、行政処分等にかかる手続に関し必要な事項は要領で定める。

附則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 5 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 2 7 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 9 年 1 月 2 0 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

申請の内容	根拠規定	審査基準	標準処理期間
土壤汚染状況調査の報告期限の延長	省令第 1 条第 1 項ただし書き	1 以下の各号のいずれかに該当すること 一 自然災害の発生又は気象条件により調査の実施が困難である場合 二 土地が広大であり、かつ、土壤採取地点が著しく多数であるなど調査の実施に長期間を要する場合 三 建築物を除却する予定であり、除却時に併せて調査することが合理的である場合 四 調査業務についての入札や行政機関による予算支出の手續に一定の期間を要する場合 五 その他調査開始が遅延する相当の理由がある場合 2 申請された報告期限日に合理性があること	14 日
土壤汚染状況調査の報告の猶予	法第 3 条第 1 項ただし書き及び省令第 16 条	省令第 16 条第 3 項各号のいずれかに該当することが事実であること	30 日
帯水層の深さに係る確認	省令第 44 条	地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに当該井戸の地下水位の観測の結果からみて、申請書に記載した帯水層の深さを定めた理由が相当であること	30 日
土地の形質の変更に係る確認	省令第 45 条	省令第 45 条第 3 項各号のいずれにも該当するものであること	30 日
土地の形質の変更の施行方法に係る確認	省令第 46 条	土地の形質の変更の施行方法が省令第 40 条第 2 項第 1 号の環境大臣が定める基準（平成 31 年環境省告示第 5 号）に適合していること	30 日
施行管理方針の確認	法第 12 条第 1 項第 1 号及び省令第 49 条の 2	省令第 49 条の 3 ないし第 49 条の 5 のいずれかに適合すること	30 日
搬出しようとする土壤に係る環境省令で定める基準に適合する	法第 16 条第 1 項及び省令第 60 条	省令第 60 条第 3 項に定める土壤であることが事実であること	14 日

旨の認定			
汚染土壌処理業の許可（分別等処理施設）	法第22条第1項	法第22条第3項に適合すること	120日
汚染土壌処理業の許可（浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設）	法第22条第1項	法第22条第3項に適合すること	150日
汚染土壌処理業の更新許可（分別等処理施設）	法第22条第4項	法第22条第5項にて準用する法第22条第3項に適合すること	120日
汚染土壌処理業の更新許可（浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設）	法第22条第4項	法第22条第5項にて準用する法第22条第3項に適合すること	150日
汚染土壌処理業の変更許可（分別等処理施設）	法第23条第1項	法第23条第2項にて準用する法第22条第3項に適合すること	120日
汚染土壌処理業の変更許可（浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設）	法第23条第1項	法第23条第2項にて準用する法第22条第3項に適合すること	150日
汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認	法第27条の2第1項	法第27条の2第1項にて準用する法第22条第3項に適合すること	70日
汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認	法第27条の3第1項	法第27条の3第2項にて準用する法第22条第3項に適合すること	70日
汚染土壌処理業に係る相続の承認	法第27条の4第1項	法第27条の4第3項にて準用する法第22条第3項（第2号ホに係る部分を除く。）に適合すること	70日
備考 法第22条第3項第1号の環境省令で定める基準（汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「処理業省令」という。）第4条に掲げる基準）における用語の意味は以下のとおり。 一 処理業省令第4条第1号ホに規定する汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の飛散を防止するために必要な構造とは、付表1から付表4に示すとおりである。 二 処理業省令第4条第1号ルに規定する汚染土壌処置施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備とは、周縁の地下水を採取するための採取口を備える設備をいう。採取口は、当該地下水の下流側や特定有害物質が流出した場合において最も濃度が高くなると考えられる場所に配置し、地下水の流向が不明な場合には、採取口を四方に配置するものとする。また、水面埋立処分を行う最終処分場の場			

合には、周辺の水域の水又は周縁の地下水を採取するための採取口があればよいものとする。

三 処理業省令第4条第2号ロ(1)に規定する汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について三年以上の実務経験を有する者とは、許可を得ようとする汚染土壌処理施設と同一の処理方法を採用した施設において三年以上の実務経験を有する者をいう。また、以下に示すものは、汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理についての実務経験として認められるものとする。

イ 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))の許可を得ようとする場合、認定浄化施設(抽出-洗浄処理)における3年間の実務経験(認定前の実務経験を含む)

ロ 埋立処理施設(内陸埋立処理施設)の許可を得ようとする場合、管理型最終処分場における3年間の実務経験

ハ 埋立処理施設(盛土等構造物)の許可を得ようとする場合、盛土構造物や地下構造物建設における3年間の実務経験

ニ 分別等処理施設(含水率調整)の許可を得ようとする場合、産業廃棄物処理施設(汚泥の脱水)における3年間の実務経験

四 処理業省令第4条第2号ロ(2)(ハ)に規定する汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生じる可能性のある施設とは、以下の施設をいう。

イ 浄化等処理施設(浄化(抽出-熱脱着))

ロ 浄化等処理施設(浄化(分解-熱分解))

ハ 浄化等処理施設(溶融)

ニ セメント製造施設

ホ その他受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と処理方法から判断してダイオキシン類を生じる可能性があるると判断される施設

五 処理業省令第4条第2号ハに規定する汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理の事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有するとは、次にいずれにも該当することをいう。

イ 次のいずれかに該当すること

(1) 申請者が法人にあっては、事業の開始及び継続に要する資金の総額(事業の開始及び継続に必要と判断される一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する汚染土壌処理施設の整備に要する費用、損害賠償保険の保険料等を含む。以下同じ。)及びその資金の調達方法を記載した書類、貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)等の内容から合理的に判断して、利益が計上できている又は自己資本比率が1割を超えていると認められること

(2) 申請者が個人にあっては、事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、資産に関する調書並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)等の内容から合理的に判断して、利益が計上できていると認められること

(3) (1)又は(2)に該当しない場合であって、高額な設備投資を要する場合における減価償却率に応じた損益の減少、金融機関からの融資の状況を証する書類又は中小企業診断士の診断書等から事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると認められること

こと

□ 次のいずれにも該当しないこと

- (1) 金銭債務の支払不能に陥った者であること
- (2) 事業の継続に支障を来たすことなく弁済期日にある債務を弁済することが困難である者であること
- (3) 銀行取引停止処分がなされた者であること
- (4) 債務超過に陥っている法人であること
- (5) 直前3年間に於いて法人税（個人にあっては、所得税）の滞納・未納がある者であること
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続が開始された法人等であること

六 処理業省令第4条第2号二に規定する廃止措置を講ずるに足る経理的基礎を有するとは、見積書(処理業省令第2条第2項第30号)に記載された処理業省令第13条各号に掲げる廃止時の措置に要する費用の総額を、直近の賃借対照表で示される流動資産の額の合計を上回ることをいう。ただし、廃止時の措置に要する額の見積りは下記イから八によるものとする。なお、下記イから二までに掲げる費用のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条第1項の許可に係る埋立処理施設であって、同法第15条の2の4において準用する同法第8条の5第1項に規定する維持管理積立金の用途及び目的と重なり合う費用の限度において、当該維持管理積立金によって積み立てられていると認められる費用がある場合については、当該維持管理積立金をもって、下記イから二までに掲げる費用の見積額を満たしているものとする。また、保険によって、上記維持管理積立金と同等程度に廃止時の措置義務を講ずるに足る費用を担保することができると認められる場合には、当該保険をもって、当該費用の見積額を満たしているものとする。

イ 汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌の処理に要する費用の額については、汚染土壌処理施設における保管設備の容量の上限値の汚染土壌について、他の汚染土壌処理業者にその適正な処理を委託するのに要する費用を算出の基礎とする。

ロ 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況についての調査に要する費用の額については、当該敷地全域につき、法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査をすることを想定してそれに要する費用を算出の基礎とすること。この場合において、申請者が汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された場合において、当該調査の過程の全部を省略することが確実であると認められるときは、その旨を記載した書面をもって、当該調査に要する費用の見積額を記載した書類に代えてもよい。

ハ 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水の水質の測定に要する費用の額については、3カ月に1回の頻度で2年間継続して当該測定を行うと仮定して、計8回の地下水の水質の測定に要する費用を算出の基礎とする。

ニ 埋立処理施設における水の浸透防止措置に要する費用の額については、キャッピングシート等の遮水シートを敷設するのに要する費用に加えて、計画覆土の厚さ及び覆土面積により算出される必要覆土量と覆土工事費単価の積により算出すること。また、廃棄物処理法第15条第1項の許可に係る埋立処理施設にあっては、当該遮水シートを敷設するのに要する費用を除外してもよい。



別表 2

不利益処分 の内容	根拠規定	処分の基準	命令等の 名あて人	履行期限又は 一時停止期間	備考
有害物質使用特定 施設使用廃止の通 知（報告義務の発 生）	法第3条 第3項	法第3条第3項に掲 げる条件に該当す るとき	法第3条第1項に規 定する所有者等（有 害物質使用特定施設 の設置者を除く）	省令第1条に定める履行 期限とする	
土壤汚染状況調査 の結果の報告を行 うべき旨の命令	法第3条 第4項	法第3条第1項の報 告が期限を越えても 報告されず、かつ、 報告されないこと について合理的な理 由がない場合	法第3条第1項に規 定する所有者等	命令があった日から起算 して120日以内を履行 期限とする	
土壤汚染状況調査 の結果の報告内容 を是正すべき旨の 命令	法第3条 第4項	法第3条第1項の報 告について虚偽の事 項があり、かつ、是 正された報告書が提 出されない場合	法第3条第1項に規 定する所有者等	状況に応じて合理的な期 限であると市長が設定 する日を履行期限とする（た だし、調査報告命令があっ た日から起算して120 日以内とする。）	
法第3条第1項た だし書の確認に係 る土地における土 壌汚染状況調査の 結果の報告を行う べき旨の命令	法第3条 第8項	法第3条第7項に規 定する届出を受理し たとき	法第3条第1項に規 定する所有者等	調査報告命令があった日 から起算して120日以 内を履行期限とする ただし、以下の各号に該当 する場合は、各号に状況に 応じて適切な報告期限を 設定することとする 一 自然災害の発生又は 気象条件により調査の実 施が困難である場合	1 調査命令の対象となる土 地の場所は、法第3条第7項に 規定する届出に係る土地の形 質の変更が行われる土地のう ち掘削部分に限る

				<p>二 土地が広大であり、かつ、土壌採取地点が著しく多数であるなど調査の実施に長期間を要する場合</p> <p>三 建築物等を除却する予定であり、除却時に併せて調査することが合理的である場合</p> <p>四 調査業務についての入札や行政機関による予算支出の手續に一定の期間を要する場合</p> <p>五 その他調査開始が遅延する相当の理由がある場合</p>	
<p>特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壌汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨の命令</p>	<p>法第4条第3項</p>	<p>法第4条第1項に規定する届出を受理し、当該届出のあった土地が、省令第26条第1号ないし第5号のいずれかに該当する場合</p>	<p>法第3条第1項に規定する所有者等</p>	<p>調査報告命令があった日から起算して120日以内を履行期限とする</p> <p>ただし、以下の各号に該当する場合は、各号に状況に応じて適切な報告期限を設定することとする</p> <p>一 自然災害の発生又は気象条件により調査の実施が困難である場合</p> <p>二 土地が広大であり、かつ、土壌採取地点が著しく多数であるなど調査の実施に長期間を要する場</p>	<p>1 調査命令の対象となる土地の場所は、法第4条第1項に規定する届出に係る土地の形質の変更が行われる土地のうち掘削部分に限る</p> <p>2 省令第26条第1号ないし第5号に該当する土地であっても、省令第3条の2第1号に該当する等の理由で土壌汚染が存在するおそれがないと認められる部分については調査命令の対象としない</p> <p>3 調査の対象となる特定有</p>

				<p>合</p> <p>三 建築物等を除却する予定であり、除却時に併せて調査することが合理的である場合</p> <p>四 調査業務についての入札や行政機関による予算支出の手續に一定の期間を要する場合</p> <p>五 その他調査開始が遅延する相当の理由がある場合</p>	<p>害物質の種類は、土壤汚染のおそれがあると考えられるものに限る</p> <p>4 所有者等が法第3条第1項の報告をした場合、又は、報告することが確実であると認められる場合は、市長は命令を発出しない</p> <p>5 一定の規模以上の土地の形質の変更をしようとする者が法第4条第1項に規定する届出に併せて、法4条第2項の報告をした場合は、市長は命令を発出しない</p> <p>6 所有者等が、過去に、当該区域に係る土壤調査（法第4条第3項の規定により命ぜられると想定される内容と同等以上のもの）を自主的に行い、その結果を市長に報告している場合、又は、報告することが確実であると認められる場合は、市長は命令を発出しない</p> <p>7 所有者等が法令に規定する調査方法と同等以上の調査を実施したことが明らかな場合、市長は結果の報告のみ命令する</p>
--	--	--	--	---	--

					<p>8 当該命令は、調査命令の対象となる土地の形質の変更の着手日の3日前までに行われる</p> <p>9 省令第26条第1号ないし第4号の規定における用語の意味を備考1に示す</p>
<p>土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地に係る土壌汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨の命令</p>	<p>法第5条第1項</p>	<p>土壌汚染防止法施行令（以下「政令」という。）第3条に該当する場合</p>	<p>法第3条第1項に規定する所有者等</p>	<p>調査報告命令があった日から起算して120日以内を履行期限とする</p> <p>ただし、以下の各号に該当する場合は、各号に状況に応じて適切な報告期限を設定することとする</p> <p>一 自然災害の発生又は気象条件により調査の実施が困難である場合</p> <p>二 土地が広大であり、かつ、土壌採取地点が著しく多数であるなど調査の実施に長期間を要する場合</p> <p>三 建築物を除却する予定であり、除却時に併せて調査することが合理的である場合</p> <p>四 調査業務についての入札や行政機関による予算支出の手續に一定の期間を要する場合</p>	<p>1 政令第3条の規定における用語の意味を備考2に示す</p> <p>2 調査の対象となる土地の場所は、以下のとおりとする</p> <p>一 土壌汚染が明らかな場合は、土壌汚染が判明している区域</p> <p>二 土壌汚染のおそれがある場合は、土壌汚染の蓋然性が相当程度に高い区域として一定の根拠を示し得る程度に絞り込まれた区域</p> <p>3 調査の対象となる特定有害物質の種類は、以下のとおりとする</p> <p>一 土壌汚染が明らかな場合は、土壌汚染が判明している特定有害物質に限る</p> <p>二 土壌汚染のおそれがある場合は、土壌汚染の疑いがある特定有害物質の種類に限る</p>

				五 そのほか調査開始が遅延する相当の理由がある場合	
汚染除去等計画の提出の指示	法第7条第1項	法第6条第1項により、要措置区域を指定したとき	法第3条第1項に規定する所有者等	基準不適合土壤のある範囲及び深さを把握するための調査に要する期間等を勘案した上で、適切に計画書が提出される期限を履行期限とする	<p>1 講ずべき汚染の除去等の措置の内容は、省令第40条又は第41条による</p> <p>2 土地の所有者等に示す法第7条第1項本文の措置を講ずべき期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の面積、土壤汚染の状況、措置の内容、措置の実施者の費用負担能力及び技術的能力等を勘案した上で、実施措置が確実にかつできるだけ早期に実施される期限を履行期限とする</p> <p>3 法第7条第1項の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（以下「汚染原因者」という。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められるとは、以下の各号に該当しない場合をいう</p> <p>一 既に費用を負担し、又は負担したものとみなされ</p>

					<p>る場合</p> <p>二 汚染原因者に費用負担能力が全くない場合</p> <p>三 土地の所有者等が措置を実施する旨の合意があった場合又はあったとみなされる場合</p> <p>四 汚染原因者に汚染の除去等の措置を講じないことについて合理的な理由がある場合</p>
汚染除去等計画を提出すべき旨の命令	法第7条第2項	法第7条第1項の計画書が期限を越えても提出されず、かつ、提出されないことについて合理的な理由がない場合	法第7条第1項の規定により市長から指示を受けた者	基準不適合土壌のある範囲及び深さを把握するための調査等を勘案した上で、適切に計画書が提出される期限を履行期限とする	
汚染除去等計画の計画変更命令	法第7条第4項	省令第39条に定める技術的基準に適合しない場合	省令第36条の3の計画を提出した者	適切に計画書が提出される期限を履行期限とする	1 当該命令は、省令第36条の3に規定する計画が提出された日から起算して30日以内に限り行われる
実施措置等を講ずべき旨の命令	法第7条第8項	省令第36条の3の計画を提出した者が、汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認められ、かつ、実施する予定が明確になっていない場合	省令第36条の3の計画を提出した者	措置を講ずべき土地の面積、土壌汚染の状況、措置の内容、措置の実施者の費用負担能力及び技術的能力等を勘案した上で、措置が確実にかつできるだけ早期に実施される期限を履行期限とする	

形質変更時要届出区域内における土地形質変更届出に対する計画変更命令	法第12条第5項	省令第53条に定める基準に適合しない場合（法第12条第1項ただし書きで掲げる行為を除く）	法第12条第1項の届出をした者	-	1 当該命令は、法第12条第1項に規定する届出が受理された日から起算して14日以内に限り行われる
土壤搬出の届出及び変更の届出にかかる汚染土壤の運搬の方法の変更命令	法第16条第4項第1号	運搬の方法が省令第65条に違反している場合	法第16条第1項又は同第2項の届出をした者	-	1 当該命令は、法第16条第1項又は第2項に規定する届出が受理された日から起算して14日以内に限り行われる
土壤搬出の届出及び変更の届出にかかる汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託する旨の命令	法第16条第4項第2号	法第18条第1項の規定に違反して当該汚染土壤の処理を法第22条第1項の許可を受けた者に委託しない場合	法第16条第1項又は同第2項の届出をした者	-	1 当該命令は、法第16条第1項又は第2項に規定する届出が受理された日から起算して14日以内に限り行われる
汚染土壤の適正な運搬・処理のための措置命令	法第19条	法17条の規定に違反して当該汚染土壤を運搬した場合、又は法第18条第1項（同条第3項において準用する場合を含む）の規定に違反して当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかった場合であって、汚染土壤の特定有害物質による汚染の拡散が	法17条の規定に違反して当該汚染土壤を運搬した場合、運搬を行った者、又は、法第18条第1項（同条第3項において準用する場合を含む）の規定に違反して当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかった場合、当該汚染土壤を当該要措置区域等	-	1 措置を講ずべき期限は、着手期限日とすることもできる

		生じないことが高い蓋然性を持って判断できる場合でないこと	外へ搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く）		
汚染土壌処理業者が処理基準に適合しない処理をした時の改善命令	法第24条	汚染土壌処理業者により法第22条第6項の環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認められる場合	当該汚染土壌処理業者	-	
汚染土壌処理業の許可の取消し等の場合の措置命令	法第27条第2項	汚染土壌処理施設の特有害物質による汚染により、地下水の飲用等に伴う健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合、又は、法第27条第1項の汚染の拡散防止その他必要な措置を講じていないと認められる場合	当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者	措置の内容により、下記のとおり履行期限を定める ただし、措置の開始が遅延する相当の理由がある場合はこの限りでない 一 処理業省令第13条第1項第1号の措置命令のあった日から起算して30日以内 二 同第1項第2号の措置命令のあった日から起算して120日以内 三 同第1項第3号の措置命令のあった日の属する月の翌月の末日 四 同第1項第4号の措置命令のあった日か	



				ら起算して30日以内 五 同第1項第5号の措置命令のあった日から起算して30日以内 六 同第1項第6号の措置命令のあった日から起算して30日以内	
--	--	--	--	--	--

備考

- 1 省令第26条第1号ないし第4号にある用語の意味は、次の各号に示すとおりとする。
  - 一 省令第26条第1号に規定する土壌の特定有害物質による汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないことが明らかである土地とは、土壌の特定有害物質による汚染の状況を調査した結果、その汚染状態が同基準に適合しないことが判明した土地をいう。
  - 二 省令第26条第2号に規定する特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透（以下「埋設等」という。）した土地とは、水質汚濁防止法、下水道法又は消防法等の行政手続にかかる資料、過去に浜松市が実施した特定有害物質又は廃棄物に関する調査資料、埋設等について事業者が自主的に市に報告したときの資料、又は、法第4条第1項に規定する届出をした者が実施した地歴調査から特定有害物質の埋設等があったことが客観的に確認できる土地をいう。
  - 三 省令第26条第3号に規定する特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理（以下「使用等」という。）する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地とは、特定有害物質を使用等する施設及びそれを設置している建物、当該施設と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の排水管及び排水処理施設、特定有害物質を使用等する施設が存在し、又は存在したことが、水質汚濁防止法、下水道法又は特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の行政手続等にかかる資料、過去に浜松市が実施した特定有害物質又は廃棄物に関する調査資料又は法第4条第1項に規定する届出をした者が実施した地歴調査から客観的に確認できる土地をいう。
  - 四 省令第26条第4号に規定する特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管（以下「貯蔵等」という。）する施設とは、容器により密閉した状態のままなされる貯蔵等する施設を含めず、その場で開封して、特定有害物質を含む内容物の出し入れを行うことが前提となる貯蔵等をする施設をいう。ただし、容器により密閉した状態のままなされる貯蔵等する施設のうち、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をタンク、ドラム缶その他の容器に入れて屋外にこれを置く方法により貯蔵等する施設については、省令第26条第4号に規定する施設に該当するものとする。なお、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵等する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地とは、消防法の行政手続にかかる資料、過去に浜松市が実施した特定有害物質又は廃棄物に関する調査資料又は法第4条第1項に規定する届出をした者が実施した地歴調査から客観的に確認できる土地をいう。

- 2 政令第3条及び省令第30条の規定にある用語の意味は、次の各号に示すとおりとする。
- 一 政令第3条第1号イ及びハの当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないことが明らかである土地とは、土壌の特定有害物質による汚染の状況を調査（省令に定める方法による）した結果、その汚染状態が省令第28条の基準に適合しないことが判明した土地をいう。
  - 二 政令第3条第1号イ及びロの地下水の水質汚濁が生じていると認められる場合とは、市による地下水の常時監視の結果、地下水の水質汚濁が判明している場合とする。
  - 三 政令第3条第1号イの地下水の水質汚濁が生じることが確実であると認められる場合とは、市が行う定期的な地下水モニタリング（測定回数は3回以上、期間は2年以上）の結果、濃度が増加傾向にあり、このまま一様に増加するとすれば次回のモニタリングの機会には省令第29条に定める限度に適合しなくなると考えられる場合とする。
  - 四 省令第30条の地下水汚染の拡大するおそれがあると認められる地域とは、特定有害物質を含む地下水が到達し得る範囲とする。ただし、その到達し得る距離は、「地下水汚染が到達し得る距離の計算ツール」により算出された距離、又は附表5に掲げる有害物質毎に定める距離を原則とし、地下水の流向・流速等や地下水質の測定結果等により判断できる場合は、その距離を到達し得る距離とする。
  - 五 省令第30条第2号の専用水道のための原水として取り入れるために用いることが確実であるとは、水道用の原水として取水する計画がある場合をいう。
  - 六 政令第3条第1号ハの当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないおそれがあると認められる場合とは、市が実施する地下水の水質調査で地下水基準を超過しており、地下水の流動や土地の履歴等からみて当該地下水汚染の原因と推定される土壌汚染が当該土地に存在する可能性が高い場合をいう。

別表 3

根拠規定	許可の取消し又は一時停止の要件	不利益処分の内容
法第 2 5 条第 1 号	法第 2 2 条第 3 項第 2 号イ又はハからトまでのいずれかに該当するに至ったとき	汚染土壌処理業の許可の取消し
法第 2 5 条第 2 号	汚染土壌処理施設の能力又は汚染土壌処理業者の能力が法第 2 2 条第 3 項第 1 号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき	1 汚染土壌処理業の一時停止（1 年以内の必要な改善期間） 2 改善が不可能な場合は許可の取消し
法第 2 5 条第 3 号	法第 2 3 条第 1 項の規定に違反して、汚染土壌の処理の事業を行ったとき	汚染土壌処理業の許可の取消し
法第 2 5 条第 3 号	法第 2 4 条の規定による命令に違反したとき	汚染土壌処理業の許可の取消し
法第 2 5 条第 3 号	法第 2 5 条の規定による命令に違反したとき	汚染土壌処理業の許可の取消し
法第 2 5 条第 3 号	法第 2 6 条に規定に違反して、他人に汚染土壌の処理を業として行わせたとき	汚染土壌処理業の許可の取消し
法第 2 5 条第 3 号	法第 2 2 条第 6 項の規定に違反して、処理業省令第 5 条第 1 2 号に規定する基準に従って、汚染土壌の処理を行わなかったとき	1 汚染土壌処理業の一時停止（1 年以内の必要な改善期間） 2 改善が不可能な場合は許可の取消し
法第 2 5 条第 3 号	法第 2 0 条第 4 項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付したとき	汚染土壌処理業の一時停止 9 0 日
法第 2 5 条第 3 号	法第 2 0 条第 8 項の規定に違反して、管理票の写しを保存しなかったとき	汚染土壌処理業の一時停止 9 0 日
法第 2 5 条第 3 号	法第 2 1 条第 2 項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付したとき	汚染土壌処理業の一時停止 9 0 日
法第 2 5 条第 3 号	運搬受託者又は処理受託者が法第 2 1 条第 3 項の規定に違反して、受託した汚染土壌の運搬又は処理が終了していないにもかかわらず、法第 2 0 条第 4 項の送付をしたとき	汚染土壌処理業の一時停止 9 0 日
法第 2 5 条第 3 号	法第 2 2 条第 7 項の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託したとき	汚染土壌処理業の一時停止 9 0 日
法第 2 5 条第 3 号	法第 2 3 条第 3 項の規定の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし	汚染土壌処理業の一時停止 9 0 日

	たとき	
法第25条第3号	法第22条第8項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかったとき	汚染土壌処理業の一時停止60日
法第25条第3号	法第22条第6項の規定に違反して、処理業省令第5条第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第11号、第13号、第15号、第16号、第22号、第23号、第24号又は第25号に規定する基準に従って、汚染土壌の処理を行わなかったとき	汚染土壌処理業の一時停止30日
法第25条第3号	法第16条ないし第28条のいずれかの規定（上記に掲げるものを除く。）に違反したとき	汚染土壌処理業の一時停止10日
法第25条第4号	不正の手段により法第22条第1項の許可（同条第4項の許可の更新を含む。）又は法第23条第1項の変更の許可を受けたとき	汚染土壌処理業の許可の取消し

備考

1 2以上の違反行為があった場合には、最も重いものを適用する。

2 不利益処分を行う場合において、情状を考慮できるときは、以下に定める基準に基づき軽減措置を講じ、又は不利益処分を行わないことができる。

一 適用される処分内容に基づき付表6から付表10に照らして、違反の程度及び過去の違反歴を考慮して軽減措置を決定する。

二 違反の程度の判断は、下表の考慮項目に基づき検討する。考慮項目	小（無） 大（有）		
故意性がある	1	3	5
反復継続性がある	1	3	5
生活環境保全上の支障発生がある	1	3	5
社会的影響がある	1	3	5
是正の取り組み・原状回復措置の実施	1	-1	-3

から の合計点を求め、違反の程度を判断する。

違反の程度	合計点数
軽度	6点以下
中度	7点から12点
重度	13点以上

三 過去の違反歴の判断は、次に定めるところによる。

初犯 違反行為（この要綱の施行日前に行った違反行為を含む。以下同じ。）を行ったときから5年以内に、行政指導又は不利益処分を行ったことがない場合をいう。

再犯 違反行為を行った時点から5年以内に、行政指導又は不利益処分を1回行ったことがある場合をいう。

再々犯 違反行為を行った時点から5年以内に、行政指導又は不利益処分を2回以上行ったことがある場合をいう。

付表1 各設備における飛散等を防止するための構造の種類

設備名	汚染土壌処理施設の種類	構造の種類
保管設備	水銀及びPCBを除く第二種及び第三種特定有害物質のみによる汚染土壌を受け入れる施設(悪臭を発生するものを受け入れない場合)	付表2 A
	水銀及びPCBを除く第二種及び第三種特定有害物質のみによる汚染土壌を受け入れる施設(悪臭を発生するものを受け入る場合)	付表2 C
	第一種特定有害物質、水銀及びPCBによる汚染土壌を受け入れる施設	付表2 C
処理設備 (埋立地以外)	水銀及びPCBを除く第二種及び第三種特定有害物質のみによる汚染土壌を受け入れる施設(悪臭を発生するものを受け入れない場合)	付表2 B
	水銀及びPCBを除く第二種及び第三種特定有害物質のみによる汚染土壌を受け入れる施設(悪臭を発生するものを受け入る場合)	付表2 C
	第一種特定有害物質、水銀及びPCBによる汚染土壌を受け入れる施設	付表2 C
処理設備(埋立地)	埋立処理施設	付表2 D

付表2 飛散等を防止するための構造の種類と内容

構造の種類	構造の内容
A	下記のいずれかの構造。 粉じん等が飛散しにくい構造かつ散水、防じんカバー等により飛散を防止する 建屋等で外気と遮断できる構造かつ、集塵機が設置されている 前各号と同等以上の効果を有する構造
B	下記のいずれかの構造。 建屋等で外気と遮断できる構造かつ、集じん機が設置されている フード等で外気と遮断できる構造 前各号と同等以上の効果を有する構造
C	下記の全てを満足する構造。 建屋等で外気と遮断できる構造 建屋等が負圧管理されている 集じん機が設置されている

	揮発した物質を確実に除去又は分解等により無害化する機能を有する設備が設けられている
D	下記のいずれかの構造 散水施設によって散水が行われている 防じんカバーで覆われている 薬液の散布又は表層の締固めが行われている 前各号と同等以上の効果を有する構造

付表3 各設備における地下浸透を防止する構造の種類

施設名	設備名	構造の種類	
浄化等処理施設	保管設備	付表4 A	
	処理設備	付表4 A	
分別等処理施設	保管設備	付表4 A	
	処理設備	付表4 A	
セメント製造施設	保管設備	付表4 A	
	処理設備	付表4 A	
埋立処理施設	内陸埋立施設	保管設備	付表4 A
		処理設備(埋立地)	付表4 C
	水面埋立施設	保管設備	付表4 A
		処理設備(埋立地)	付表4 D
	盛土構造物等	保管設備	付表4 A
		処理設備(埋立地)	付表4 B

付表4 構造の種類と地下浸透を防止する構造

構造の種類	地下浸透を防止する構造
A	雨水と汚染土壌が直接接しない構造(屋根等)及び、下記のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するもの 厚さ10cm以上のセメント・コンクリートの層 厚さ5cm以上のアスファルト・コンクリートの層
B	下記の から のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有する遮水構造(底面及び側面)かつ、 から のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有する遮水構造(上面)

	<p>地下全面に厚さが5m以上、かつ透水係数が100nm/sec（岩盤では、ルジオン値が1）以下である不透水性地層がある  厚さが50cm以上、かつ、透水係数が10nm/sec以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設  厚さが5cm以上、かつ、透水係数が1nm/sec以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設  不織布その他の物の表面に二重の遮水シートが敷設  薬剤等の注入により、当該不透水性地層までの埋立設備の周囲の地盤が、ルジオン値が1以下となるまで固化  厚さが50cm以上、かつ、透水係数が10nm/sec以下である壁が埋立設備の周囲に当該不透水性地層まで設置  一軸圧縮強度が25N/ mm<sup>2</sup>以上、かつ、厚さが5cm以上の水密性を有する鉄筋コンクリート  厚さ10cm以上のセメント・コンクリートの層  厚さ5cm以上のアスファルト・コンクリートの層  転圧管理された厚さ50cm以上の土砂（排水処理設備が設置され、稼働している場合）</p>
C	<p>下記のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するもの（ただし基礎地盤のうちそのこう配が50%以上で、地下水位以上の部分は基礎地盤に吹付モルタルに遮水シート若しくはゴムアスファルト又はこれらと同等以上の遮水の効力、強度及び耐久力を有するものでよい。）  地下全面に厚さが5m以上、かつ透水係数が100nm/sec（岩盤では、ルジオン値が1）以下である不透水性地層がある  厚さが50cm以上、かつ、透水係数が10nm/sec以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設  厚さが5cm以上、かつ、透水係数が1nm/sec以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設  不織布その他の物の表面に二重の遮水シートが敷設</p>
D	<p>下記のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するもの  薬剤等の注入により、不透水性地層までの埋立設備の周囲の地盤が、ルジオン値が1以下となるまで固化  厚さが50cm以上であり、かつ、透水係数が10nm/sec以下である壁が埋立設備の周囲に不透水性地層まで設置  止水型鋼矢板が埋立設備の周囲に不透水性地層まで設置</p>

付表5 有害物質を含む地下水が到達し得る距離

特定有害物質の種類	一般値（m）
第一種特定有害物質	概ね 1,000
六価クロム	概ね 500
砒素、ふっ素、ほう素	概ね 250
シアン、カドミウム、鉛、水銀及びセレン並びに第三種特定有害物質	概ね 80



付表6 処分が許可の取消しに当たる場合

違反の程度	初犯	再犯	再々犯
軽度	行政指導	10又は30日間停止	60又は90日間停止
中度	10又は30日間停止	60又は90日間停止	許可取消し
重度	60又は90日間停止	許可取消し	許可取消し

付表7 処分が90日の停止に当たる場合

違反の程度	初犯	再犯	再々犯
軽度	行政指導	10日間停止	30日間停止
中度	10日間停止	30日間停止	60又は90日間停止
重度	30日間停止	60又は90日間停止	90日間停止

付表8 処分が60日の停止に当たる場合

違反の程度	初犯	再犯	再々犯
軽度	行政指導	10日間停止	30日間停止
中度	10日間停止	30日間停止	30又は60日間停止
重度	30日間停止	30又は60日間停止	60日間停止

付表9 処分が30日の停止に当たる場合

違反の程度	初犯	再犯	再々犯
軽・中度	行政指導	10日間停止	10日間停止
重度	10日間停止	30日間停止	30日間停止

付表10 処分が10日の停止に当たる場合

違反の程度	初犯	再犯	再々犯
軽・中度	行政指導	10日停止	10日停止
重度	10日停止	10日停止	10日停止

様式 1

土壤汚染対策法施行規則第 1 条第 1 項ただし書による報告期限延長の承認申請書

平成 年 月 日

浜松市長

届出者 住所  
氏名

土壤汚染対策法施行規則第 1 条第 1 項ただし書の規定により、土壤汚染対策法第 3 条第 1 項本文の報告期限の延長を申請します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
使用または処理されていた特定有害物質の種類	
廃止年月日	
本来の報告期限年月日	
承認を受けたい報告期限年月日	
報告期限の延長を申請する理由	

様式 2

不利益処分検討調書

1 不利益処分の名あて人となるべき者

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）	
住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）	電話
処分対象の土地等の所在地（地番）	
処分対象の土地等の状況	

2 予定される行政処分内容及び根拠となる法令の条項

行政処分の内容	
根拠条項	

3 予定される行政処分の原因となる事実

原因となる事実の概要	
違反条項	
その他	

4 違反の程度（情状を考慮する場合）

考慮項目	状況	小(無) 大(有)			合計	違反の程度
		小(無)	大(有)	大(有)		
故意性		1	3	5		
反復継続性		1	3	5		
生活環境保全上の支障		1	3	5		
社会的影響		1	3	5		
是正・原状回復措置		3	0	-3		

5 過去5年間の違反歴（行政指導含む）

年月日	違反内容・指導等の内容

6 行政処分を行おうとする理由

--

様式 3

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

印

告 知 書

貴殿に対しては、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）の規定により不利益処分を行う予定です。

この不利益処分に先立ち、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 1 号の規定により聴聞を行いますので、同法第 15 条の規定により通知します。

聴聞の件名	
予定される不利益処分の内容	
不利益処分の根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
聴聞の期日及び場所	

- ( 1 ) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- ( 2 ) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- ( 3 ) 代理人を選任できます。この場合は、代理人選任届を提出してください。

〒432-8023  
浜松市中区鴨江三丁目 1 - 10  
浜松市環境部環境保全課  
電話 053-453-6144

様式 4

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

印

告 知 書

貴殿に対しては、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）の規定により不利益処分を行う予定です。

この不利益処分に先立ち、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 2 号の規定により弁明の機会を付与しますので、同法第 30 条の規定により通知します。

弁明にあたっては、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してください。

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
不利益処分の根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出期限	

- （ 1 ） 提出期限までに弁明書の提出がないときは、弁明の機会を失います。この場合、改めて弁明の機会を付与することはいたしません。
- （ 2 ） 弁明書と同時に証拠書類等を提出することができます。
- （ 3 ） 代理人を選任できます。この場合は、代理人選任届を提出してください。

〒432-8023  
浜松市中区鴨江三丁目 1 - 10  
浜松市環境部環境保全課  
電話 053-453-6144

様式 5

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

有害物質使用特定施設の廃止等通知書

あなたの所有する土地に設置されている有害物質使用特定施設（設置者： ）について、 により使用が廃止されたことが確認されましたので、土壤汚染対策法第 3 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり通知します。

なお、当該土地の所有者、管理者又は占有者には、土壤汚染対策法第 3 条第 1 項に基づく当該土地の土壤汚染状況調査を行い、その結果をこの通知を受けた日から起算して 120 日以内に報告する義務がありますので併せて通知します。

ただし、同項ただし書の規定に基づき、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の浜松市長の確認を受けた場合は、この限りではありません。

記

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地		
使用が廃止された有害物質使用特定施設	種類	
	設置場所	
	廃止年月日	
	特定有害物質の種類	
調査結果の報告期限		
調査対象の土地の範囲		

問合せ先及び報告書の提出先

住 所：  
電 話：  
F A X：

様式 6

第 年 月 日 号

様

浜松市長

土壤汚染状況調査結果報告命令書

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により、下記のとおり法第3条第1項の規定による土壤汚染状況調査の結果の報告を命じます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所、廃止年月日	
当該工場又は事業場において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類	
報告期限	
命令を行う理由	

（注）1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



様式 7

第 年 月 日

様

浜松市長

土壤汚染状況調査結果報告内容是正命令書

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 3 条第 4 項の規定により、下記のとおり法第 3 条第 1 項の規定による土壤汚染状況調査の結果の報告の内容を是正することを命じます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類の種類、設置場所、廃止年月日	
当該工場又は事業場において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類	
是正した報告を行う期限	
命令を行う理由	

（注）様式 6 と同じ教示文を記載する。

様式 8

土壤汚染対策法第 3 条第 1 項ただし書による確認の取消しについて

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

当該土地について予定されている利用の方法が変更されたため、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認を取り消します。

なお、土壤汚染対策法第 3 条第 1 項本文及び土壤汚染対策法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号の規定により、この通知を受けてから 120 日以内に、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査し、その結果を市長に報告しなければならないことを申し添えます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の種類	
当該土地の範囲	
変更された土地の利用方法	

様式 9

第 年 月 日 号

様

浜松市長

土壤汚染状況調査結果報告命令書

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第3条第8項の規定により、下記のとおり土壤汚染状況調査の結果の報告を命じます。

調査の対象となる土地の場所	
報告期限	
命令を行う理由	

（注）様式6と同じ教示文を記載する。

様式 10

第 年 月 日 号

様

浜松市長

土壤汚染状況調査結果報告命令書

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第4条第3項の規定により、下記のとおり土壤汚染状況調査の結果の報告を命じます。

調査の対象となる土地の場所	
調査の対象となる 特定有害物質の種類	
報告期限	
命令を行う理由	

（注）様式6と同じ教示文を記載する。

様式 1 1

第 年 月 日

様

浜松市長

土壤汚染状況調査結果報告命令書

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり土壤汚染状況調査の結果の報告を命じます。

調査の対象となる土地の場所	
調査の対象となる 特定有害物質の種類	
報告期限	
命令を行う理由	

（注）様式 6 と同じ教示文を記載する。

様式 1 2

第 年 月 号  
日

様

浜松市長

指 示 書

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり汚染の除去等の計画の提出を指示します。

汚染の除去等の措置を講ずべき 要措置区域の場所	
講ずべき汚染の除去等の措置	
講ずべき汚染の除去等の措置の理由	
措置を講ずる期限	
汚染除去等計画の提出期限	

様式 13

第 年 月 日 号

様

浜松市長

計画提出命令書

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、下記のとおり汚染除去等計画の提出を命じます。

汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所	
講ずべき汚染の除去等の措置	
講ずべき汚染の除去等の措置の理由	
措置を講ずる期限	
汚染除去等計画の提出期限	
命令を行う理由	

（注）様式6と同じ教示文を記載する。

様式 1 4

第 年 月 日  
号

様

浜松市長

計画変更命令書

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）第 7 条第 4 項の規定により、下記のとおり汚染除去等計画の変更を命じます。

変更後の計画の提出期限	
命令を行う理由	

（注）様式 6 と同じ教示文を記載する。



様式 15

第 年 月 日 号

様

浜松市長

措置実施命令書

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第7条第8項の規定により、下記のとおり汚染除去等計画に従って実施措置を講ずることを命じます。

汚染の除去等の措置を講ずべき 要措置区域の場所	
汚染除去等計画書に記載された実施 措置	
実施措置を講ずる期限	
命令を行う理由	

（注）様式6と同じ教示文を記載する。

様式 16

第 年 月 日 号

様

浜松市長

土地の形質の変更の施行方法に関する計画変更命令書

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第12条第5項の規定により、下記のとおり同条第1項の届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命じます。

変更後の届出の期限	
命令を行う理由	

（注）様式6と同じ教示文を記載する。

様式 17

第 年 月 日 号

様

浜松市長

〔 汚染土壌の運搬方法変更  
汚染土壌処理業者への委託 〕 命令書

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第16条第4項の規定により、下記のとおり同条第1項又は第2項の届出に係る汚染土壌の運搬の方法を変更すること（汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること）を命じます。

変更後の届出の期限	
命令を行う理由	

（注）様式6と同じ教示文を記載する。

様式 18

第 年 月 日 号

様

浜松市長

措 置 命 令 書

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第19条の規定により、  
下記のとおり措置を講ずることを命じます。

講ずべき措置の内容	
措置を講ずる期限	
命令を行う理由	

(注) 様式6と同じ教示文を記載する。

様式 19

第 年 月 日

様

浜松市長

改 善 命 令 書

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第24条の規定により、  
下記のとおり措置を講ずることを命じます。

講ずべき措置の内容	
措置を講ずる期限	
命令を行う理由	

(注) 様式6と同じ教示文を記載する。

様式 20

第 年 月 日  
年 月 日

様

浜松市長

汚染土壌処理業の許可の取消しについて

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、下記の理由により、汚染土壌処理業の許可を取り消しますので、通知します。

記

- 1 汚染土壌処理業の許可を取消す理由

様式 2 1

第 年 月 日 号

様

浜松市長

業務停止命令書

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第25条の規定により、  
下記のとおり事業の 

全部
一部

 の停止を命じます。

事業の停止の命令に係る汚染土壌処理施設の名称及び所在地	
停止期間	
命令を行う理由	

(注) 様式6と同じ教示文を記載する。

様式 2 2

第 年 月 日 号

様

浜松市長

汚染拡散防止措置命令書

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）第 2 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり措置を講ずることを命じます。

措置の停止の命令に係る汚染土壌処理施設の名称及び所在地	
講ずべき措置の内容	
措置を講ずる期限	
命令を行う理由	

（注）様式 6 と同じ教示文を記載する。